

## 「市立保育園民営化のあり方について」第 10 回委員会意見の整理

## ○諮問内容・・・保育園「民営化（民間活力導入）」に関する基本的な考え方

1. 保育行政における課題に対して、民間活力を導入する事は有効な手段となるか。
2. 行政改革の視点からの効果と課題は何か。
3. 民間活力導入の手法は。

## 1. 保育行政が抱える課題に対する議論

○諮問に至った理由の整理====子育てニーズの多様化への対応手法として民間活力の導入は？

## ※多様化する子育てニーズ

- (1) 長時間保育への対応…就労形態の多様化により、昼夜間を問わない就労形態が増加している。
- (2) 休日保育への対応…長時間保育と同様、就労形態の多様化により日曜・祝日を問わない就労形態が増加している。
- (3) 3歳未満児の保育…3歳未満児の入所児童数が年々増加している。
- (4) 一時保育…核家族化の進行により、共働きなどの家庭だけではなく、家庭で子育てをする保護者への支援がもとめられている。
- (5) 障がい児保育…発達障害など、発達に心配のある子どもが増加傾向にある。
- (6) 病児・病後児保育…就労人口の減少により、女性の社会進出が求められ、子どもの病気などにより保育園での集団保育ができない場合の対応が求められている。
- (7) 多様な価値観に基づく教育・保育ニーズの高まり

## ※子育てニーズの多様化への対応と民営化

- ①延長保育・一時保育・年中無休といった多様なニーズへの対応により、急成長している民間企業が現実にある。
- ②(1)～(7)のニーズのみならず、民間における優れた保育を導入するといった発想が必要ではないか。
- ③ニーズへの対応スピードは、民間保育園の方が速い場合がある。  
(例：通園エリア・通園バスの運行・保育時間への対応・英語等の導入)
- ④量・時間等足りない(不足)している部分に民間活力を導入することは。
- ⑤特徴ある保育ができる。
- ⑥スピード感を持った対応が可能となる。
- ⑦長時間保育への対応は、公では難しいので民間へ。
- ⑧私立保育園はもっとあっても良い。競争が生まれ充実した保育が実現できる。

○子育てニーズへの対応策として、民営化の検討を進める時期にきている。  
○こういった議論を進める事は評価できる。  
○民営化は悪い事ではない。



**確 認**

## 2. 行政改革の観点からの議論・・・(1)～(4)

○行政改革の視点「最少の経費で最大の効果」…行政資源（ひと・もの・かね・情報）の有効活用

### (1) ひと（職員体制）…現状の職員体制（正規職員が全体の3割 他は非常勤職員）

- ①問題の根底は、保育士の低賃金にある。（国へ要望していく必要がある。）
  - ・賃金を上げないと良い仕事はできない。 ・積極的なアイデア・施策・提案は生まれない。
  - ・職員のモチベーション（やる気）の向上が必要。
- ②保育所の課題は、人材と予算である。人材の掘り起こしと人材センターの設置は（提案）。
- ③慢性的な保育士不足への対応が課題である。
- ④勤務形態（スタッフ化）での対応等が可能か研究することは。
  - ⇒途中で保育士が変わることの子どもへの不安解消、朝夕の保護者への対応等からクラス担任をスタッフ化する事は難しい。
  - ⇒スタッフ化により事務処理能力の低下がみられることもある。
- ⑤保育士の働き方にもニーズもある。（労働条件等に対するニーズの多様化）
- ⑥非常勤職員の待遇改善として、育児休暇等の制度の創設はできないか。
- ⑦非常勤職員がいけないという事では無い。一方では同一労働・同一賃金という事もある。
- ⑧保育士が辞める理由は、賃金が安い・業務報告書等の書類が多い・保護者からのクレーム。特にクレームへの対応が急務である。
- ⑨民営化後の職員待遇の検討（職員・非常勤職員の雇用）が必要である。

### (2) もの（施設）…合併の申し合わせ事項により全保育園舎の改築（移転）を実施している。

- ①人口減少時代の中で、保育園の統廃合をセットで検討する必要がある。
- ②子ども数の将来予測（シュミレーション）を行って、保育園の必要性（数・規模）を探っていく事によって、保育園の効率化を図っていく。
- ③公立保育園を統合しながら、民営化していくことも考えられる。（松本市）

### (3) かね（財政）…これまでの運営費と今後の見込み（交付税の減額影響）

- ①本庁舎の集約等により効率が図られ、浮いた経費等を使って、本来やるべき業務（保育の充実等）の部分を手厚くすることができるのではないかと。保育行政のレベルアップにつながる。
- ②民営化で財政負担の軽減が図られるのか。
- ③教育（保育）を財政の面だけで判断してよいか。

**(4) 情報把握と計画策定 (その他)****① 民営化の導入にあたっては**

ア：全園を一斉に民営化する事は難しい。徐々に検討を進めるべきである。

イ：民営化しても民間に対して、それなりの財政支援等フォローが必要である。

(倒産等のリスクも念頭に入れる必要がある。)

ウ：非常勤職員のみなさんがグループを作って保育園を経営していくこともあるのではないかな。

エ：障がい児保育・病児病後保育等重要であるが、民間がやらない(儲からない)部分は、行政がやるべきである。

オ：民営化は行政コストの削減を図る目的もあると思うが、自治体間競争の時代において、選ばれる市になるには、保育行政は重要である。そのための議論が必要である。

カ：民間において質の高い保育が可能か。

企業として継続できるかその視点の調査が必要である。

キ：市民・保護者・現場の声の収集が必要である。

ク：民営化の良い点・悪い点の調査(情報の積み上げ)が必要である。

**② その他**

ア：子供にとって一番良い状況は何かを基本とすべきである。

イ：全てのニーズに対応する必要があるのか。「保育に欠ける」を基本にすべきではないか。

ウ：公立保育園では出来ないのか。民間でなければ出来ないのかしっかり議論が必要である。

エ：ニーズの把握をしっかりと行い将来展望をしっかりと見極める。

オ：ファミリーサポートセンター等の制度・支援策等、現行の制度をPRする必要がある。

カ：民営化できる業務(部分)から先に民営化する。

3. 民間の活力を活かす手法

保育施設	保育所			
<p align="center"><b>II 認可外保育園 (民設民営)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土地・建物は法人等が所有する</li> <li>●運営経費</li> <li>・保育料 (独自基準)</li> <li>・市の補助金 (市独自)</li> </ul>	<p align="center"><b>I 認可保育園 (現在は「公設公営」「民設民営」)</b></p> <p>○児童福祉法で定められた「保育所最低基準」を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営主体は社会福祉法人を基本 (例外あり)      ・定員 20 人以上</li> <li>・開所時間 1 日 11 時間、保育時間 1 日 8 時間を原則</li> <li>・設備…保育室、遊戯室、屋外遊戯室、トイレ、調理場、事務室等の面積要件      ・職員、保育士の園児に対する割合</li> </ul>			
<p>○一般 7 施設</p> <p>花園保育園 (個人)</p> <p>保育室モモ (NPO)</p> <p>森の子 (父母会)</p> <p>くじら雲 (NPO)</p> <p>保育室くまのこ (個人)</p> <p>ひかりの子 (個人)</p> <p>たけのこ (NPO)</p> <p>定 員：157 人</p> <p>児童数：110 人</p> <p>職 員：34 人</p> <p>*現状</p> <p>子供 3.23 人に職員 1 人</p>	<p align="center"><b>1 公立保育所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土地・建物は基本的に市の所有 (一部借地)</li> <li>●運営経費</li> <li>・保育料 (約 29%) 交付税 (約 28%) 一般財源 (約 43%)      ※保育資料 4 参照</li> </ul>		<p align="center"><b>2 私立保育所 (民設民営)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土地・建物は法人等が所有する</li> <li>●運営経費</li> <li>・保育料 (公立と同基準)</li> <li>・国、県、市の負担金</li> </ul>	
	<p align="center"><b>(1) 公設公営</b></p>		<p align="center"><b>(2) 公設民営</b></p>	
	<p>○保育所 18 園</p> <p>豊科保育園</p> <p>豊科南部保育園</p> <p>南穂高保育園</p> <p><u>たつみ保育園</u></p> <p>アルプス保育園 (H28.4 完成)</p> <p>上川手保育園</p> <p>西穂高保育園</p> <p>有明の森保育園</p> <p>有明あおぞら保育園</p> <p>北穂高保育園</p> <p>穂高保育園</p> <p><u>三郷西部保育園</u></p> <p>三郷南部保育園</p> <p><u>三郷東部保育園</u></p> <p><u>三郷北部保育園</u></p>	<p align="center"><b>手法①… 指定管理者制度</b></p> <p>A 受託主体 …法人・その他団体 (法人格を持たなくても良い。個人は不可)</p> <p>B 法的性格 …「管理代行」指定により管理権限の指定を受けた者に委任</p> <p>C 管理権限…指定管理者</p> <p>C-1 施設の使用許可…条例で定める</p> <p>C-2 管理の基準、業務範囲</p>	<p align="center"><b>手法②… 運営業務委託</b></p> <p>A 受託主体 …限定は無い。</p> <p>B 法的性格 …私法上の契約関係 (契約に基づく個別事務または業務の執行の委託)</p> <p>C 管理権限…地方公共団体</p> <p>C-1 施設の使用許可 …受託者はできない。</p> <p>C-2 管理の基準、業務範囲</p>	<p>○保育所 1 園</p> <p>細萱保育園</p> <p>定 員：90 人</p> <p>児童数：93 人</p> <p>職 員：15 人</p> <p>*現状</p> <p>子供 6.2 人に職員 1 人</p> <p>○幼稚園 1 園</p> <p>豊科シオン幼稚園</p> <p>定 員： 人</p> <p>児童数：4 人</p> <p>職 員：2 人</p>

<p>○事業所内 4 施設          こども病院保育所          ミサトピア小倉病院                            保育所          篠崎医院保育所                            てくのん          安曇野赤十字病院                            あずみのキッズ</p> <p>定 員： 77 人          児童数： 52 人          職 員： 23 人</p> <p>*現状          子供 2.3 人に職員 1 人</p> <p>(保育資料 1 参照)</p>	<p>堀金保育園          明科南保育園          明科北保育園</p> <p>定 員： 2,625 人          児童数： 2,329 人          職 員： 369 人</p> <p>*現状          子供 6.3 人に職員 1 人</p> <p>○幼稚園 1 園          穂高幼稚園</p> <p>定 員： 140 人          児童数： 118 人          職 員： 14 人</p> <p>*現状          子供 8.4 人に職員 1 人</p>	<p>…条例で定める</p> <p>C-3 指定管理者の決定          …議会議決を経て決定</p> <p>C-4 指定管理期間          …議会議決を経て決定</p> <p>C-5 基本的な利用条件の設定          …地方公共団体（条例で定める。）</p> <p>D 施設の設置者としての責任          …地方公共団体</p> <p>E 利用料金制度（保育料等）          …採用する事ができる。</p>	<p>…契約で定める</p> <p>C-3 委託者の決定          …議会議決は不用</p> <p>C-4 委託期間          …施設毎に契約で定める</p> <p>C-5 基本的な利用条件の設定          …地方公共団体</p> <p>D 施設の設置者としての責任          …地方公共団体</p> <p>E 利用料金制度（保育料等）          …採用する事ができない。</p>	
<p>※ 手法③…施設・運営権等に移管又は譲渡する（民設民営）</p> 				